土曜日の共同保育に関する協定書

○○法人○○　○○保育園と●●法人●●　●●保育園は、土曜日の共同保育に関して、次のとおり協定書を締結するものとする。

（目的）

第１条　この覚書は、保育所等において土曜日の利用者が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、１か所の保育所等で共同保育（以下「土曜日の共同保育」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象の保育所等）

第２条　共同で土曜日の保育を実施する保育所等は、次のとおりとする。

（１）共同保育依頼施設

　名　称：○○保育園

所在地：豊中市○○

類　型：保育所、認定こども園、小規模保育事業…

（２）共同保育実施施設

名　称：●●保育園

所在地：豊中市●●

類　型：保育所、認定こども園、小規模保育事業…

２　前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により保育を実施する場所を変更する場合には、利用子どもが在籍する保育所等において、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行う。

（保育を行う時間等）

第３条　土曜日の共同保育を行う時間は、○○時○○分から○○時○○分（以下「開所時間」という。）までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

２　開所時間の範囲内において、利用子どもの保育必要量（保育標準時間・保育短時間）を超えて保育を提供する場合には、延長保育に要する費用として延長保育料を徴収する。

３　前項の延長保育料を徴収する場合には、利用子どもが在籍する保育所等において、あらかじめ利用子どもの保護者に書面で説明し、同意を得る。

（実施にあたっての留意事項）

第４条　土曜日の共同保育を実施する場合には、「豊中市土曜日共同保育実施要綱」を遵守する。

２　保育の質の確保を目指し、日頃の慣れ親しんだ職員による保育を実施するために、両施設間で職員配置について協議し、決定する。

３　アレルギー児や配慮が必要な児童の保育のために、必要に応じて両施設間でアレルギー会議等の実施や、日頃から両施設間の情報共有を行う。

（緊急時等における対応方法）

第５条　土曜日の共同保育における事故発生や利用子どもの体調の急変を想定し、あらかじめ連絡体制を整備する。

２　保育の提供中又は利用子どもの送迎中に発生した事故については、原則として☆利用子どもが在籍する保育所等において責任を負う。

☆部分について…事故等の責任の所在については、損害賠償責任保険等の適用等を勘案して、事業者間で協議したうえで、明確にする必要があります。上記はあくまでも例のため事業者間で決定した内容を記載すること。

（経費の負担）

第６条　○○法人○○・○○保育園は、保育を実施する●●法人●●・●●保育園に対して、土曜日の共同保育の実施に関する経費として月額○○○○円を負担する。

（効力の期間）

第７条　この覚書の効力は、○○年○○月○○日から１年間とする。なお、本協定を変更又は解除する場合には、○ヶ月前までに相手方に申し出なければならない。

２　 前項の期間の満了前までに、何らの意思表示のないときは、期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（信義誠実の原則）

第８条　この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

２　前項の規定に関わらず、この覚書の項目を遵守しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

（疑義の決定）

第９条　この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。

附　則

１　この協定は、締結の日から施行する。

２　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

○○年○○月○○日

所在地：豊中市○○

名　称：○○法人○○　○○保育園

代　表：理事長　○○○○　印

所在地：豊中市○○

名　称：○○法人○○　○○保育園

代　表：理事長　○○○○　印